

第24号議案

東京都台東区立したまちミュージアム条例等の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月6日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、台東区内に在住又は在学する児童及び生徒のしたまちミュージアム等の入館料を無料にするため提出します。

東京都台東区立したまちミュージアム条例等の一部を改正する条例

(東京都台東区立したまちミュージアム条例の一部改正)

第1条 東京都台東区立したまちミュージアム条例（昭和55年3月台東区条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表入館料の部児童及び生徒の款個人の項中「100円」の次に「(区民にあつては無料)」を加え、同款団体の項中「50円」の次に「(区民にあつては無料)」を加え、同表中備考6を備考7とし、備考5を備考6とし、備考4を備考5とし、備考3の次に次のように加える。

4 区民とは、台東区内に在住又は在学する者をいう。

(東京都台東区立一葉記念館条例の一部改正)

第2条 東京都台東区立一葉記念館条例（昭和36年4月台東区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項ただし書中「教師が引率する区立学校児童、生徒又は」を削る。

別表第1入館料の部児童及び生徒の款個人の項中「100円」の次に「(区民にあつては無料)」を加え、同款団体の項中「50円」の次に「(区民にあつては無料)」を加え、同表中備考6を備考7とし、備考5を備考6とし、備考4を備考5とし、備考3の次に次のように加える。

4 区民とは、台東区内に在住又は在学する者をいう。

(東京都台東区立朝倉彫塑館条例の一部改正)

第3条 東京都台東区立朝倉彫塑館条例（昭和61年9月台東区

条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表入館料の部児童及び生徒の款個人の項中「250円」の次に「(区民にあつては無料)」を加え、同款団体の項中「150円」の次に「(区民にあつては無料)」を加え、同表中備考6を備考7とし、備考5を備考6とし、備考4を備考5とし、備考3の次に次のように加える。

4 区民とは、台東区内に在住又は在学する者をいう。

(東京都台東区立旧東京音楽学校奏楽堂条例の一部改正)

第4条 東京都台東区立旧東京音楽学校奏楽堂条例(昭和62年3月台東区条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1入館料の部児童及び生徒の款個人の項中「100円」の次に「(区民にあつては無料)」を加え、同款団体の項中「50円」の次に「(区民にあつては無料)」を加え、同表中備考6を備考7とし、備考5を備考6とし、備考4を備考5とし、備考3の次に次のように加える。

4 区民とは、台東区内に在住又は在学する者をいう。

(東京都台東区立書道博物館条例の一部改正)

第5条 東京都台東区立書道博物館条例(平成11年12月台東区条例第35号)の一部を次のように改正する。

別表入館料の部児童及び生徒の款個人の項中「250円」の次に「(区民にあつては無料)」を加え、同款団体の項中「150円」の次に「(区民にあつては無料)」を加え、同表中備考6を備考7とし、備考5を備考6とし、備考4を備考5とし、備考3の次に次のように加える。

4 区民とは、台東区内に在住又は在学する者をいう。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。